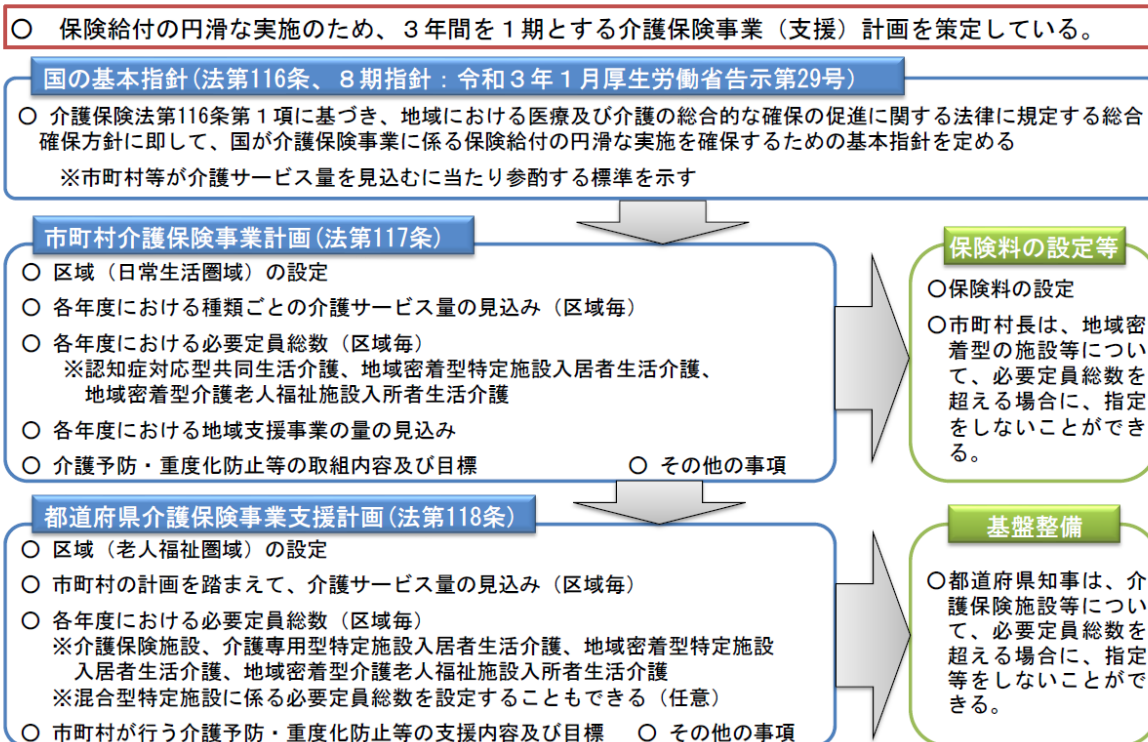


鈴鹿亀山地区広域連合 第9期介護保険事業計画の策定方針（案）

■介護保険事業計画の位置づけ

介護保険事業（支援）計画について



社会保障審議会第106回介護保険部会（令和5年2月27日）資料より

- ◇介護保険事業計画には、「日常生活圏域」、「各年度のサービス種類ごとの量の見込み」、「各年度の地域支援事業の量の見込み」、「介護予防・重度化防止等への取組内容及び目標」などを定めることが規定されています。
- ◇また、介護保険給付を円滑に実施するため、介護サービス量等を見込み等を設定し、その見込みから算定される介護保険料を設定します。

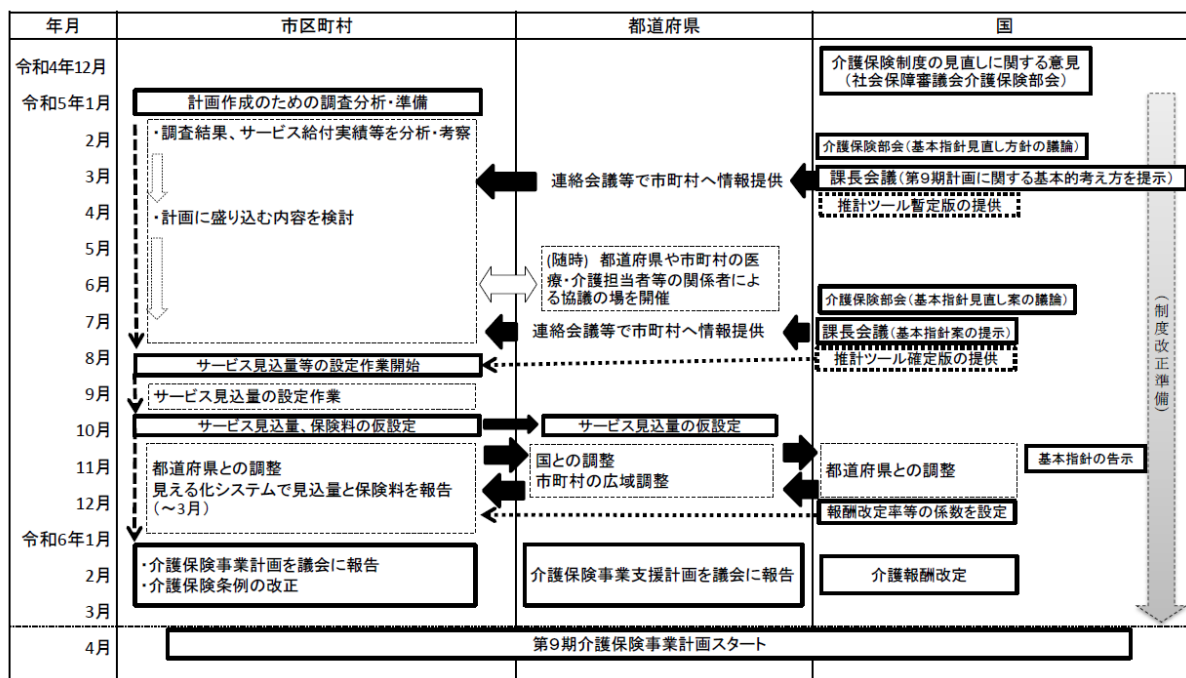
■介護保険を取り巻く状況

…資料「介護保険制度の仕組みとこれまでの推移、今後の見通しについて」参照

- ◇制度開始の平成12年度から令和3年度までの21年間で、高齢者人口は75%増加し、認定者数は3倍、総給付費は3.5倍に増加しています。
- ◇今後、総人口が減少する一方で、高齢者人口、特に75歳以上の後期高齢者数が増えることが見込まれ、認定者数、総給付費ともにますます増えることが予想されます。

■介護保険事業計画の策定スケジュール（国、県との関係）

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)



社会保障審議会第106回介護保険部会（令和5年2月27日）資料より

◇介護保険事業計画は、前ページの図の通り、国が示す「基本指針」にもとづき策定する必要があります。国の社会保障審議会では議論されている方向性は次ページの通りですが、基本指針(案)が示されるのは7月頃の予定です。

◇介護保険料の設定に大きな影響を与える介護報酬改定については、来年2月頃の決定となりますが、そのおおよその率（係数）が示されるのは12月頃の予定です。

■国の基本指針のポイント

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
 - ・ 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

6

社会保障審議会第106回介護保険部会（令和5年2月27日）資料より

◇社会保障審議会での議論からは、第9期計画において大きな制度改正は見込まれないものの、高齢者人口がピークを迎える2040年までの長期的な見通しに立って、サービスの基盤整備を進めることが求められています。

◇これまでも取り組まれてきた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、地域共生社会の実現のために、支援の担い手としての地域住民の位置づけ、地域包括支援センターの負担軽減と質の確保及び重層的支援体制における役割の期待、認知症への社会の理解などが重視されています。

◇加えて、給付の適正化や、介護人材確保と生産性向上が喫緊の課題となっています。

■鈴鹿亀山地区広域連合における介護保険事業計画の策定方針（案）

◇以上のことを背景として、鈴鹿亀山地区広域連合における介護保険事業計画の策定方針（案）を次の通り定めます。

〔基本的な考え方〕

効率的かつ効果的な地域包括ケア体制を構築するため、広域連合、鈴鹿市、亀山市の役割を明確化するとともに、基幹型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センターはもとより、サービス提供事業者、地域住民等を含む多様な主体が計画の推進を担えるよう、分かりやすい計画をめざします。

〔策定方針〕

- 1 目標（指標）と取組をわかりやすくするため、計画体系を見直します。
- 2 事業が効果的に実施されるよう、責任主体（広域連合、2市）及び実施主体（基幹型・地域型の各地域包括支援センターなど）を明確化します。
- 3 サービス量の見込みと保険料の設定においては、2040年を見通した長期的な視点の中で、最適な水準を示します。
- 4 認定率の上昇を抑えるべく、介護予防と自立支援・重度化防止に力を入れた施策・事業を構築します。

◇また、策定部会の各回の協議事項（予定）を下記の通り設定します。

回数	日程	協議事項（予定）
第1回	6月22日	・計画の背景（制度の仕組みとこれまでの推移・今後の推計） ・策定方針（案）の確認 ・アンケート結果の報告
第2回	8月31日	・国の策定指針の確認 ・第8期計画の評価 ・骨子案の検討（総論・各論の体系見直し、役割の明確化）
第3回	9月26日	・施策内容の検討 ・給付見込の検討（施設整備の検討、総合事業の検討）
第4回	11月29日	・中間案の検討 ・保険料の検討（試算）
第5回	2月21日	・計画案の確定 ・保険料の確定